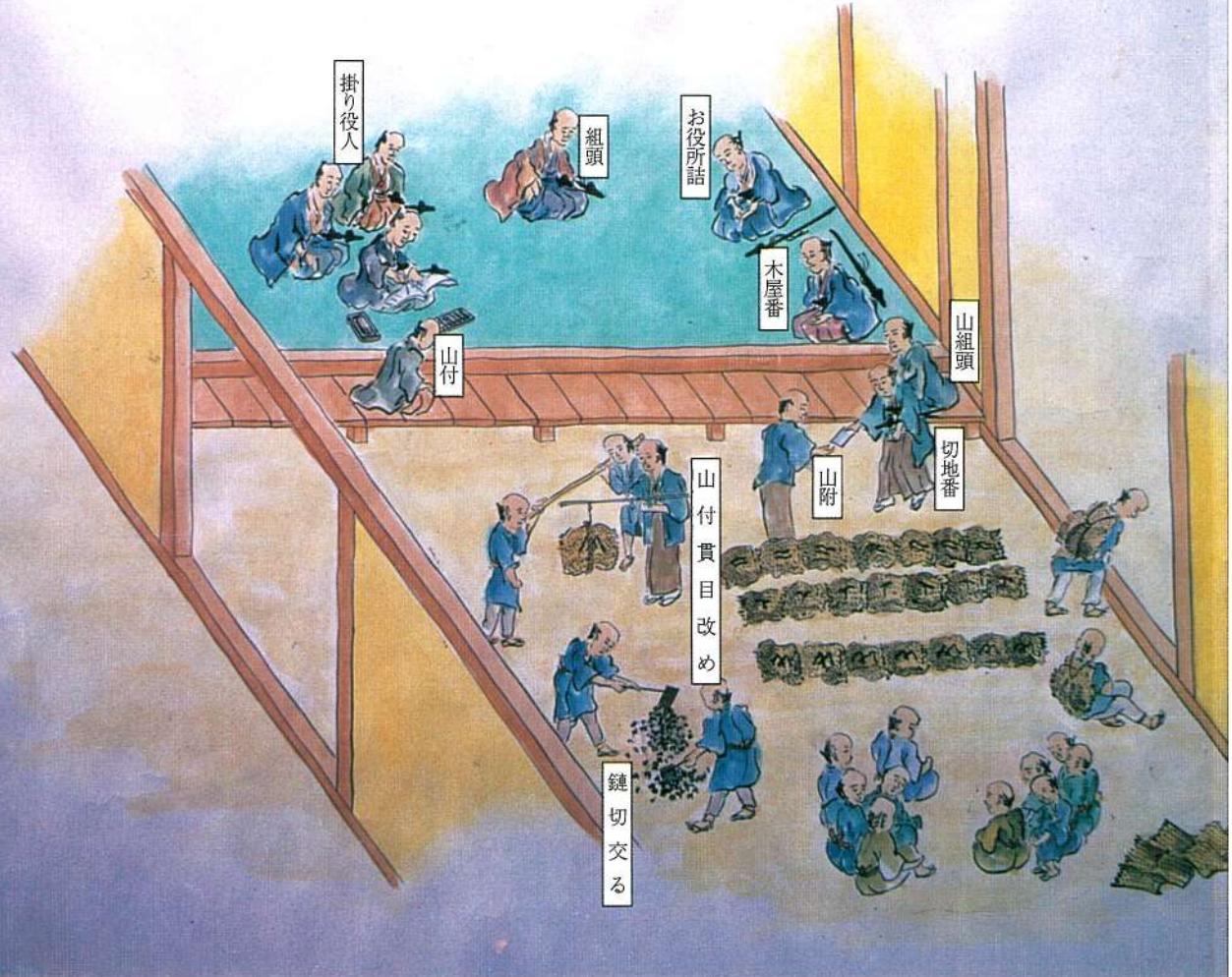


# 大領

第35号

1998年7月



社団法人 石見大田法人会会報

# 目次

山陰道（出雲—江津間）の整備促進について	1
確定申告の状況	2
税制改正について	3
天領の秘話③「関東の金、関西の銀」	6
ミニ税務コーナー	8
質問手帖	9
因基問題	10
石見銀山遺跡について	11
企業訪問（林商事株式会社）	12
「日本一の和牛試験場」	13
農林水産省中国農業試験場畜産部の紹介	14
第二十六回会員親睦ゴルフ大会	16
税のこぼれ話「匙を投げる」	23
石見銀山・根ほり葉ほり	22
「銀の道の哀歎（石州銀山道）」	24
地域社会貢献運動（梅と瓦の広場清掃作業）	25
重度障害保障終身保険	26
アメリカンファミリー	28
わが社のふれしうさん	29
税のこぼれ話「コンピュータの起源」	30
「学問の場」	30
囲碁問題の解答	30
編集後記	30

## 四ツ留役所で鍵分之図

江戸時代末期の採鉱と冶金の姿を描いた、石見銀山絵巻（紙本墨画）が、大森町の上野、中村両家に残されています。上下二巻で、それぞれ長さ10m、幅26cm。

表紙の絵は、掘った鍵（鉱石）十日分が、下財（杭夫）の目印をつけた臼につめて、並べてあります。

はじめに鍵の切り交ぜがあり、次に山付役人（同心）が貫目改め、別の山付役人は、切地番（同心）から、山師に売り渡す順番のくじを渡しています。

正面中央には、鉱山方の元締めの組頭が坐り、両脇に山方掛り、お役所詰（組頭の助役）、その下に小屋頭（同心）がいて、厳肅な光景です。

この絵の続きは、歩一鍵（十分の一の税）を納める図や、山師が配分を受けた鍵を、銀吹きと交渉して、吹屋（精錬）へ送るようすが描かれています。　（石村勝郎）

# 山陰道（出雲—江津間）の整備促進について

## 整備促進について

道路によって人・物・

金の流れが生まれ、私達の生活に大きな変革をもたらすことは、今更申し上げるまでもないことです。地域の活性化に大きなインパクトを与えるものであり、これが高速自動車道であるなら、その効果は計りしれないものがあります。

先般、市内十八の民間団体の構成で「山陰道現推進協議会」が発足しました。（出雲—江津間）早期実現推進協議会が発足しました。

その名称のとおり、できるだけ早く着工にこぎつけたいという願いからあります。そもそもその発端は、会議所内部組織の地域開発委員会の提案から始まりました。

松江国道工事事務所長

さんの講話等から、私達は今この機を逃せば、必ず後悔する時がくると思いい、運動展開のための組織づくりとなりました。

高速自動車道の建設は、日本道路公团が施工する場合と建設省予算で施工（以下直轄方式と呼ぶ）する二つの方式があります。夫々の特徴を簡単に述べます。

(1) 公團方式は、国土開發幹線自動車道建設審議会（国幹審）の審議によつて、ランクを段階的に格上し、着工する手順がとられます。

前回の国幹審は、平成八年十二月に開催され、出雲—江津間が予定路線から基本計画区间に格上げされました。このあと整備計画路線になり、予算の目途がたてば施行命

令で着工となります。  
(ア) 大きな特徴は、借入金で工事費を調達されるので開通後の採算性を非常に重視することです。交通量の少ない地方は、とかく後回しにされがちです。

(イ) 施行命令が出て、完成まで約十年です。

(ウ) 料金は、全国ブル制で、事業費の高む当地域は恩恵を蒙ります。

(2) 直轄方式では、国幹審の審議と関係なく、国の予算がつけば着工できます。

(ア) 採算性はあまり重視されず、むしろ必要性・緊急性が重視される。

(イ) 着工して、十年以上かかるといわれます。

この点については、五

たので、工事期間が短縮されそうです。  
(ウ) 料金は、直轄事業で道路基盤が造成され、上部の舗装は必ず公團が施工します。従つて、舗装部分の事業費に対しても料金設定がなされます。

現在、安来道路が二百円です。いずれにしても、公團施工よりは、低料金となり、地域住民には有利となります。

以上、簡単に両者を比較しましたが、現在私達は、この双方に陳情活動を行つております。

現時点では、いずれの

施工になるか判断できず、どちらでも良いから、とにかく早く御願いしたいといふス

タンスです。

山陰自動車道については、行政サイドでは関係市町村長及び議長

さんで構成される建設促進期成同盟会（十七市町村）が発足しております。しかし、近年、民間団体の陳情が効果を發揮するといわれます。そして、広域的な取り組みが大切といわれます。今後は、九号線沿線と簸川・邑智郡を加え組織の範囲を拡大再構築して、頑張りたいと考えております。

紙面の都合で意をつくしませんが、変わらぬご支援をお願い申し上げます。



# 確定申告の状況

## 【所得税】

広島国税局管内（中国五県）の平成九年分所得税の確定申告状況は、次のとおりです。

### ① 全体の状況

納税人員は五十五万四千人、所得金額は二兆六千四百六億円、申告納税額は一千五百九十億円となっています。

これを前年分と比較すると、納税人員は〇・四%増加しましたが、所得金額は二・四%、申告納税額は三・六%それぞれ減少しました。また、還付申告は、前年分より三・六%多い五十四万九千人から提出されました。

### ② 営業所得者

前年分と比較すると、納税人員は二・七%、所得金額は二・八%それぞれ

れ減少しましたが、申告納税額は七・七%増加しました。

納税人員、所得金額がともに減少したのは、景

気の回復が足踏み状態であることなどの影響、申告納税額が増加したのは特別減税が実施されなかつたことが主な要因ではないかと考えられます。

### ③ 農業所得者

水稻の収穫量の減少及び米価の下落等により、前年分と比較すると、納税人員は一六・一%、所得金額は二五・六%、申告納税額は一九・八%、いずれも減少しました。

### ④ その他の事業所得者

前年分と比較すると、納税人員は〇・三%、申告納税額は〇・四%それぞれ増加しましたが、所得金額は一・四%減少し

ました。  
所得金額が減少したのは、営業所得者と同様に景気の回復が足踏み状態であることなどの影響ではないかと考えられます。

### ⑤ その他所得者

前年分と比較すると、納税人員は二・三%増加しましたが、所得金額は二・二%、申告納税額は六・五%それぞれ減少しました。

納税人員が増加したのは、公的年金等の受給者や生命保険の満期や解約等に伴うものの増加によるものと考えられます。

### ⑥ 譲渡所得の申告状況

土地取引の減少、税制改正の影響、地価下落の影響により、前年分に比較すると、納税人員は八・六%、譲渡所得金額は二七・四%いずれも減少しました。

## 【消費税】

平成九年分個人事業者の消費税の申告状況は、申告総件数三万四千件で前年分より六・三%減少

し、納税申告件数も前年分より六・五%減少しましたが、申告納税額は前年分より二四・四%（二十億円）増加しました。

平成9年分申告所得税の確定申告状況  
(石見大田署)

区分	納税人員(人)	所得金額(百万円)	申告納税額(百万円)
営業	816	2,831	194
その他事業	434	1,883	176
農業	21	57	2
その他	1,848	7,885	291
合計	3,119	12,656	663

平成9年分県別申告所得税の確定申告状況

区分	納税人員(人)	所得金額(百万円)	申告納税額(百万円)
広島県	210	1,058,371	67,814
山口県	113	506,886	29,619
岡山県	134	651,821	38,318
鳥取県	42	185,313	9,984
島根県	54	238,197	13,260
合計	554	2,640,588	158,995

平成9年分消費税の確定申告状況(石見大田署)

納税申告件数(件)	申告納税額(百万円)
120	5,048

平成9年分県別消費税の確定申告状況

区分	納税申告件数(百件)	申告納税額(百万円)
広島県	120	5,048
山口県	73	3,392
岡山県	73	2,973
鳥取県	27	1,200
島根県	41	1,884
合計	333	14,497

# 税制改正について

平成十年度の税制改正は、税制のグローバル・スタンダード化、企業活力の発展等の観点から、法人税率の引下げ、課税ベースの拡大を目的とし、昭和四十年以来の抜本的な改正となりました。

## ●法人税率の引下げ

区分	改正前	改正後
資本金1億円超の法人	37.5%	34.5%
	37.5%	34.5%
年所得800万円超の部分 (中小法人の課税対象)	28.0%	25.0%
	27.0%	25.0%
協同組合等	27.0%	25.0%
公益法人等及び特定医療法人(税法)	27.0%	25.0%

各事業年度の所得に対する法人税の税率が前記のとおり引下げられました。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

## ●減価償却関係の改正

一、建物の償却方法  
建物の償却方法は従来定額法又は定率法のいずれかの方法によることとされていましたが、平成十年四月一日以後に取得された建物の償却方法は一定額法とされました。この改正は平成十年四月一日以後に終了する事業年度について適用されます。

二、建物の耐用年数  
建物の耐用年数を概ね十%から二十%程度短縮し、最長のものでも三十年とされました。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

三、少額減価償却資産の取得価額基準の引下げ  
事業供用時に全額損金算入が出来る少額減価償却資産の取得価額基準が二十万円未満から十万円未満に引下げられました。ただし、二十万円未満の資産については、一括償却資産の損金算入制度が選択できることとなりました。この制度は一括償却資産の取得価額の合計額を三年間で償却す

る方法です。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

四、初年度二分の一簡便償却制度の廃止  
従来認められていた機械装置等に対する初年度二分の一簡便償却制度が廃止されました。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

五、営業権の償却方法  
任意償却から定額法へ改められました。

## ●引当金の改正

一、貸倒引当金  
(一) 練入限度額の計算  
方法の改正  
債権償却特別勘定の取扱いが貸倒引当金に含められ練入限度額の計算は、個別に評価する債権と、その他の一括して評価する債権に区分して計算す

る方法になります。この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度については次の法定練入率によ

る方式になり、次のイと口の合計額が練入限度額となります。

イ、個別評価債権  
債権償却特別勘定の練入基準に相当する回収不能見込額を計算した金額口、一括評価債権一般売掛債権等の合計額に過去三年間の貸倒実績率を乗じて計算した金額

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

(二) 法定練入率の廃止  
一括評価債権の練入限度額の計算については、法定練入率による計算方法を廃止し、過去三年間の貸倒実績率に基づいて計算する方法に改められました。ただし平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度について

ることも認められます。

## 二、賞与引当金

### (一) 賞与引当金制度の廃止

賞与引当金制度が廃止されました。ただし平成十年四月一日から平成十

五年三月三十日までの間に開始する各事業年度

	改正前	改正後(千分比)				
		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
算・小売業	10	8.0	6.5	5.0	3.0	1.5
製造業	8	6.5	5.0	4.0	2.5	1.0
金融保険業	3	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
卸・小売業	13	10.5	8.5	6.5	4.0	2.0
その他	6	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0

れます。

五年四月一日までの間に開始する各事業年度について改正前の繰入限度額に対し、次表に掲げる割合の引当が認められます。

年度	割合
H10	5/6
H11	4/6
H12	3/6
H13	2/6
H14	1/6

### (二) 未払賞与の計上

賞与は、その支払をする日の属する事業年度の

現行の中小企業の貸倒引当金の特例制度の対象法人（資本金一億円以下）については租税特別措置として、引き続き改正前の法定繰入率によることができます。また、繰入限度額を十六%増しとする特例制度も三年間延長されました。

年度	割合
H10	37%
H11	33%
H12	30%
H13	27%
H14	23%

### 二、短期土地譲渡益課税

短期所有（二年超五年以下）土地の譲渡益に対する十%追加課税は、平成十一年一月一日から平成十二年十二月三十一日ままでの間の土地の譲渡等については、適用が停止されました。

### 三、超短期所有土地譲渡

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 四、製品保証等引当金制

### 超短期所有土地譲渡

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

には損金算入が認められることになりました。

これらの改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

## 度の廃止

### 五、特別修繕引当金制度の廃止、特別修繕準備金制度の創設

建物、機械等への買換え

に対する十五%追加課税制度が、平成九年十二月三十日をもって廃止されました。

### 四、長期所有土地等からの建物、機械等への買換え

## ●土地税制の改正

### 一、土地譲渡益課税

長期所有（五年超）土地の土地譲渡益に対する五%追加課税は、平成十一年一月一日から平成十二年十二月三十一日までの間の土地の譲渡等については、適用が停止されました。

### 二、買替資産の範囲に

土地が追加されました。

### 三、譲渡資産に係る要件

が所有期間十年超のものへ緩和されました。

### 四、課税繰延割合が六

十%から八十九%へ引上げられました。

### 五、適用期限が平成十

年一月一日から平成十二年十二月三十一日までと延長されました。

これらの改正は平成十年一月一日以後に譲渡資産を譲渡し、同日以後に買換資産を取得する場合のその資産及び特別勘定について適用されます。

#### 五、新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例制度

制度が廃止され平成十年一月一日以後に取得する土地等については、適用しないこととされました。ただし同日前に取得した新規取得土地等については、制度廃止後もなおその効力を有します。

この場合損金不算入期間の末日が平成九年十二月三十日に到来してない場合には、同日をその末日とすることとされています。

### ●その他の改正

#### 一、交際費等の損金不算入制度の改正

資本又は出資の金額が五千円以下の法人の支出際費等のうち定額控除枠内の損金不算入割合が十%から二十%へ引き上げられました。

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

二、工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度

工事（製造を含む）のうち、長期大規模工事に該当する工事について

は、工事進行基準の方法により各事業年度の収益及び費用の額を計上することとされました。

長期大規模工事とは工事期間が二年以上で請負金額が五十億円以上等の工事をいいます。なお平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に締結した請負工事については、請負金額に

ついて経過措置があります。

この改正は平成十年四月一日以後に締結した請負契約に係る長期大規模工事について適用されま

す。

月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

三、過大役員報酬等の損金不算入

役員報酬額のうち、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることにより役員に対して支給する

報酬の額は損金の額に算入しないこととされました。

これは、事実隠ぺい又は仮装経理により役員に対し支出した金銭の額は、たとえそれが定期定期で支給されたとしても、一種の利益処分と考え、損金の額に算入しないと明確にしたもので

す。

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

四、過大な使用人給与等の損金不算入

役員と特殊関係のある使用者に対しても支給する給与等のうち、不相当に高額な部分の金額については、損金の額に算入しないこととされました。

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

五、寄付金

国等に対する寄付金、指定寄付金及び特定公益増進法人に対する寄付金は、利益又は剰余金処分による経理をした場合でも損金の額に算入できる

ことは、たとえそれが定期定期で支給されたとしても、一種の利益処分と考え、損金の額に算入しないと明確にしたもので

す。

この改正は平成十年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。

以上の適用頻度の高いと思われる改正について掲載いたしましたが、その他にも重要な改正があります。又改正事項は適用時期が定められていました。経過措置も講じられておりますので、適用には充分な注意と確認を要します。（渡辺税理士）

【改正前】	【改正後】
年350万円以下の所得 年350万円超700万円以下の所得 年700万円超の所得	6% 9% 12%
年400万円以下の所得 年400万円超800万円以下の所得 年800万円超の所得	5.6% 8.4% 11%

## 関東の金、関西の銀

|| 石見銀山の役割 ||

石村勝郎

江戸時代の初めの貨幣

経済は、「関東の金」、「関西の銀」という、金と銀の二つの経済圏があつて、それがお互いに刺激しあつて、経済を活性化し、徳川幕府が三百年に及ぶ長期政権を維持出来た、基礎がつくられていました。

関東の金遣い（金單価の取り引き）、関西の銀遣いという表現が使われていました。金と銀の二次経済をさかのばると、日本経済を支えたのは銀の方が古く、この点について学者は「日本では銀が早くから使われていて、文化が

たからと、いえるのではないでしようか。関西の銀一というのは石見銀山の銀があつてのことであり、前出の学者の考え方は抽象的に思えます。

### 家康の貨幣政策

慶長五（一六〇〇）年九月十五日、関ヶ原の戦いで勝利をしめ、政治の主導権を握った徳川家康は、甲州の黒川金山や伊豆の大仁金山、佐渡金山

山のほかに、同月二十五日には石見銀山に進出し、西日本でも経済の主導権を握って

「われ完全に勝てり」と、天に昇る気分だったのに違ひありません。

と

世紀の初めにかけ、トルガルを初めイスパニアなどへ夥しい銀が輸出されました。世界の銀の総生産は四十万キロ（日本を除く）に対し、日本が輸出した銀が十五万キロもあつたといい、世界の銀の三分の一を日本が産出したとされます。

ところが、日本の生産額についてはあいまいで、古文書から眺めてみ

銀（銀八〇、銅二〇）、豆板銀（五匁、丁銀の補助貨幣）を鋳造し、慶長十一年になると錢座を設け、金・銀・銭の三貨がそろいました。

（石見銀山では慶長八年に、釜屋間歩という富鉱帯が開かれ、歴史的な大増産に入り、家康は躍りあがつて喜び、関西の銀遣い体制は、完全にかたまつたのでした）

輸出銀十五万キロと対照し、余りにも数字が掛け離れていて不審に思われます。恐らく公式数字は表の数字であつて、文書に現れない裏の数字は、うかがい知ることが出来ません。

金と銀の複本位制経済

大判座では大判（一両）金座では小判（一両）一分小判、銀座では丁

ると、十六世紀末、豊臣秀吉と毛利輝元が共同管理していたころの石見銀山について、秀吉の藏納目録から推定して、生産銀は八百六十貫くらいか、といわれ、文書によれば、むしろ生野銀山の産銀が、石見銀山を凌いで、意外な気がします。

堺、京が早く開けるクッショーンになつたのは、石見銀山の銀が主役になつたといい、世界の銀の三分の一を日本が産出したとされます。

関東の金、関西の銀といふ複本位制経済は、地域交流の際に、金と銀の交換（両替）が必要にな

つてくるところから、両替商の登場となります。

経済機構が進んでいます

大阪が一足早く、宝永五（一六二八）年、天王寺屋五兵衛が開業し、江戸の三井は六十年遅れて、天和三（一六八三）年、開業します。

両替商は預金の受け入れ、貸付け、手形発行、為替の取り組みが、営業の種目でした。面白いことに、本来の業務である為替の手数料や両替の収入は大したことはなく、貸付けの利銀収入が、営業の中心になつていました。これは現在の銀行業務と機能がよく似ています。

石見銀山に深く入りこんだ鴻池善右衛門は、全國で百藩を越える大名に銀を貸付けて、財産を築きました。両替についての比価は、大体、金一両につい

て銀五十匁、京銭（鎌銭）なら四貫文といったところでした。

こうした比価の法定相場（為替相場）は常に変動していたのは、現代の経済の動きと同じです。新政政府によって銀目が廢止され、金本位制経済に向い、明治四年五月には「新貨条例」が發布され、一両は一円として統一貨幣が発行となりました。

（註）かつての一両は、現在の貨幣に換算してどれくらいでしょうか。研究家により、マチマチなので、びっくりしました。夫役とは「労役」のこと、「七」という数字は七番抗山の人間歩の出入口で、銀三匁とか、

つておられました。どちらが本当一。

### 石見銀山の私札

江戸時代末期の石見銀山で働く人々の賃金か

ら、鉱山経済をのぞいてみますと、貨幣のかわりに鉱山札、つまり人足木札（私札）が使われ、森吉屋という商家が掛屋（公金の出納を扱う商家）として、支払い関係を取りしきつています。

幕末から明治初期にかけ稼業していた間歩（鉱工）として、支払い関係を取りしきつています。

【掘り子】（大工を助け

て働く抗夫）銀一匁。

【吹子】（銀の精錬に当たる吹師）銀一匁五分。

人足木札には「夫役」

とか「七」という焼印が

入ったのがあり、裏には

本家・森吉屋とある。

夫役とは「労役」

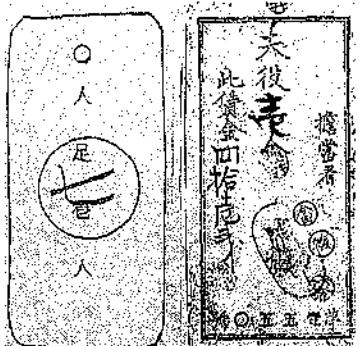
のこと、「七」と

いう数字は七番抗

山のこととか。

間歩の出入口で、

銀三匁とか、



▲銀山の人間歩の出入口で、銀三匁とか、

（参考文献）「鉱山札」昔のお金展示館長・松本高治著。田儀屋手形は加藤守男さん（大田）提供。

石を掘り出す

抗）の数は四

十六口で、そ

こで働いている

人々の賃金を

見ます。（一昼夜

夜労働）

【大工】（坑道掘りに当たつていた抗夫）銀三匁。

【掘り子】（大工を助け

て働く抗夫）銀一匁。

【吹子】（銀の精錬に当たる吹師）銀一匁五分。

人足木札には「夫役」

とか「七」という焼印が

入ったのがあり、裏には

本家・森吉屋とある。

夫役とは「労役」

のこと、「七」と

いう数字は七番抗

山のこととか。

間歩の出入口で、

銀三匁とか、

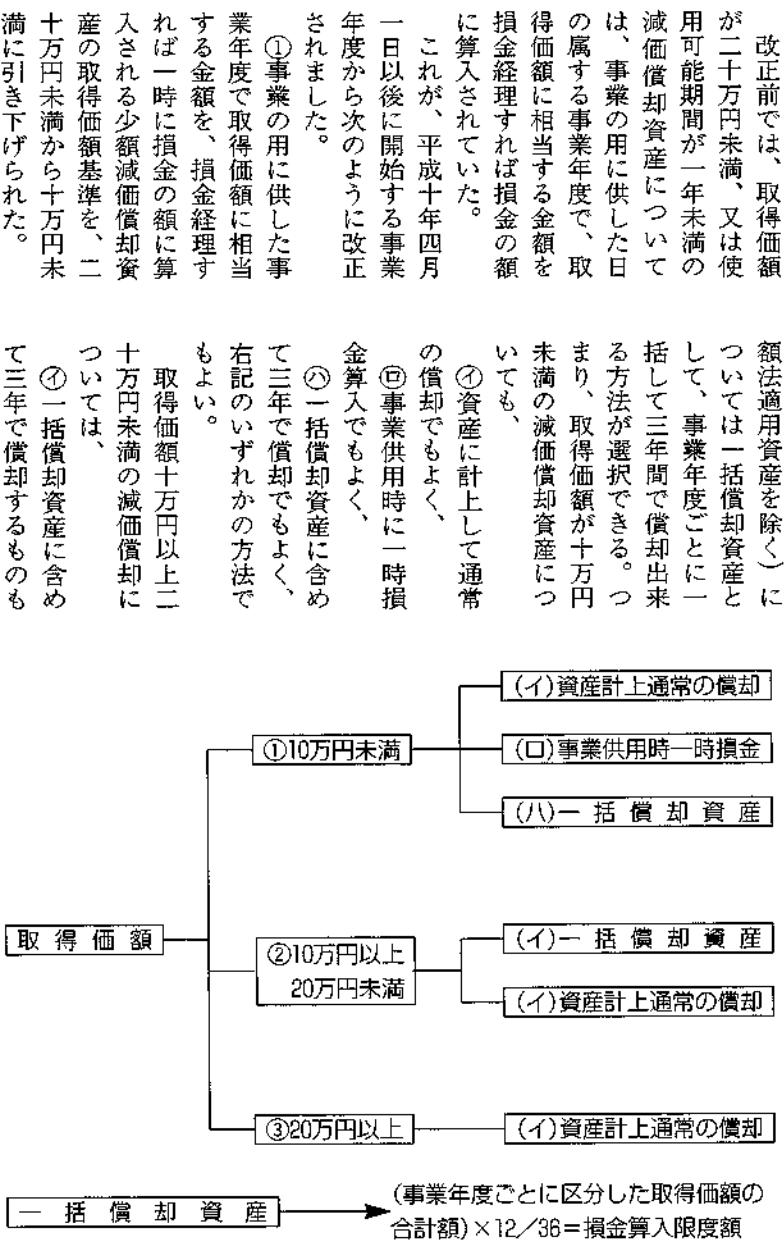


◆田儀屋が出していた私札

# 【】税務コロナ

よく、  
 ①資産に計上して通常の償却をしてもよいといふことです。  
 ②ただし、取得価額が二十万円未満の減価償却資産(①の適用を受けるもの及び、リース期間定期法適用資産を除く)については一括償却資産として、事業年度ごとに一括して三年間で償却出来る方法が選択できる。つまり、取得価額が十万円未満の減価償却資産についても、

取得価額が二十万円未満の一括償却資産で事業供用時一時償却した資産に計上して通常の償却をしてもよいといふことです。  
 これを図解すると次のようになります。



(注)「損金算入限度額」は、除却損、譲渡原価を含む、したがつて、右記の限度額まで償却した場合は一括償却資産の除却損、譲渡原価は損金には算入されないことなります。

一括償却を適用するためには、一括償却資産の取得価額の合計額(一括償却対象額)を法人税申告書に記載し、かつ、その計算明細書を保存していることが必要です。また、一括償却対象額につき損金経理した計算の明細書を確定申告書に添付することとなっています。

## 2. 一括償却資産と固定資産税の関係について

問 平成十年四月一日以後に開始する事業年度から、取得価額が十万円以上二十万円未満の

①事業の用に供した事業年度で取得価額に相当する金額を、損金経理すれば損金の額に算入されていた。これが、平成十年四月一日以後に開始する事業年度から次のように改正されました。

①事業の用に供した事業年度で取得価額に相当する金額を、損金経理すれば一時に損金の額に算入される少額減価償却資産の取得価額基準を、二十万円未満から十万円未満に引き下げられた。

改正前では、取得価額が二十万円未満、又は使用可能期間が一年未満の減価償却資産については、事業の用に供した日の属する事業年度で、取得価額に相当する金額を損金経理すれば損金の額に算入されていた。

改正後では、取得価額が二十万円未満の減価償却資産(①の適用を受けるもの及び、リース期間定期法適用資産を除く)については一括償却資産として、事業年度ごとに一括して三年間で償却出来る方法が選択できる。つまり、取得価額が十万円未満の減価償却資産についても、

②事業供用時に一時損金算入でもよく、  
 ③資産に計上して通常の償却でもよく、  
 ④一括償却資産に含めて三年で償却でもよく、右記のいずれかの方法でもよい。

①一括償却資産に含め取扱額十万円以上二十万円未満の減価償却については、

①一括償却資産に含めて三年で償却するものも

減価償却資産は、一括償却が出来ると改正がありました。がこのようない一括償却資産が固定資産税の課税対象となると、固定資産税独自の管理と事務処理が必要となると思われます。

一括償却資産は固定資産税の課税対象から除外することはできないで

については、固定資産税の課税対象としないことにしています。注意したいのは、取得価額が十万円以上二十万円未満の資産であっても、一括償却を選択しないで原則償却をした場合には、固定資産税の課税対象となるといふことです。

で

なお、同一市町村で同一人が所有する償却資産の課税標準額が「百五十万円未満」である場合には、固定資産税が免除されることになりますが、「百五十万円未満」であるかどうかを判定する際には、固定資産税の課税対象とならない「一括償却を選択した資産」は除外されることとなります。

(中島税理士)

## 手質帖問

会社員の妻で、いままで専業主婦であった者が、パートで仕事を始めると、所得税・住民税の配偶者控除と配偶者特別控除が受けられるかどうか

の問題が生じます。妻の収入が百三万円以下ですと配偶者控除を受けられますが、百三万円を超えると配偶者控除を受けられなくなります。

なお、パート収入が百三十万円以上になると、妻が社会保険の被扶養者の対象から外れ、単独で国民健康保険や国民年金に加入する必要がありま

すので注意して下さい。

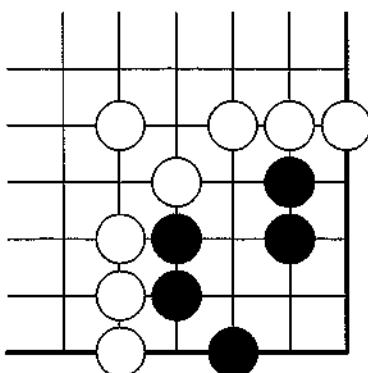
(中田税理士)

## 囲碁問題

白先で黒を殺して下さい。

(解答30頁)

## 問題 白先 黒死



自治省では、通達で一括償却を選択した資産

# 石見銀山遺跡について

大田市教育委員会

宮 脇 正 寛

ある。

最近、石見銀山遺跡がマスコミで取り上げられ話題となつておりますが、石見銀山の歴史、行政の取り組みについて報告致します。

石見銀山は鎌倉時代末期の延慶二年（一三〇九）、大内氏により発見されたと伝えられています。その後の本格的な再開発は、大永六年（一五六二）に博多の豪商神屋寿貞が出雲鶴岡山を經營した山師の三島清右衛門、穿通子（ほりこ）の吉田与三右衛門を引き連れて石銀、本谷を開発したと言われています。

さらに神屋寿貞は天文二年（一五三三）博多から慶寿と、宗丹二人の精

鍊技術者を連れてきて、當時、朝鮮半島で行われていた灰吹法という製鍊技術を導入し、産銀量は著しく増え、十六世紀中ごろより十七世紀初頭にかけ、石見銀山はシルバーラッシュを迎えることになる。

石見銀は中継貿易に使われ、ポルトガル、スペインなどのヨーロッパ諸国は、中国より生糸・織物を日本に送り中継貿易で得た銀で東南アジアより香辛料・陶磁器など買付け、ヨーロッパ市場へ送った。

戦国時代の銀山については、大内氏、小笠原氏、尼子氏、毛利氏の三十年間にわたる争奪戦が

続き一五六二年に毛利氏が掌握したが、一五八五年には、毛利氏と豊臣氏との共同管理が行われた。関ヶ原の戦以後、徳川家康は、初代奉行に大久保長安を登用し、銀山経営を任せた。石見銀山は江戸時代の慶長から寛永期に最盛期を迎え、中でも山師安原伝兵衛が開発した金屋間歩は、年三千六百貫の銀を産したという。

寛永期以降になると次第に坑道が深くなり、湧水処理に経費がかかり、山に追い込まれた。

大正十二年に閉山になりその後、大規模な採掘や開発が行われなかつたため、十六世紀から二十世紀初頭にかけての遺跡がきわめて良い状態で保存されている。

遺跡の一部は昭和四四年に国指定史跡（十四ヶ所）となる。

昭和十六年、国の援助で同和鉱業株式会社が再開発をおこなつたが、昭和十八年の大水害により再開発は断念することと

史跡箇所  
大森代官所跡  
(二六五七<sup>m</sup>)  
大久保石見守墓所  
(二九四四<sup>m</sup>)

なつた。



生保二年(1645) 石見国絵図

新切間歩	(二四 <sup>2</sup> m)	天正在銘宝鏡印塔基壇	(四 <sup>2</sup> m)
福神山間歩	(一一 <sup>2</sup> m)	山吹城跡	(二六一四〇〇 <sup>2</sup> m)
龍源寺間歩	(九一 <sup>2</sup> m)	佐比壳山神社	(一一〇九 <sup>2</sup> m)
新横相間歩	(一一一 <sup>2</sup> m)	伝安原備中靈所	(三三〇 <sup>2</sup> m)
本間歩	(四〇 <sup>2</sup> m)	大久保間歩	(八〇 <sup>2</sup> m)
釜屋間歩	(三五 <sup>2</sup> m)	（三五 <sup>2</sup> m）	(三三〇 <sup>2</sup> m)
安原備中靈所	(一一〇九 <sup>2</sup> m)	（三三〇 <sup>2</sup> m）	(一一〇九 <sup>2</sup> m)

しかし史跡全体では、約二十七ヶ所しかなく全体から見れば点でしかありません。

正保二年(1645) 石見国絵図によれば銀山は柵で囲まれ、銀生産、生活が行われており、この柵の中(山内)約三百ヶ所、中世に銀鉱石を積み出した港(仁摩町鞆ヶ浦)や、中・近世、産銀を積み出したり、資材を搬入した港(温泉津町沖泊)、銀山争奪戦や銀山経営に深く関りのあつた城(仁摩町石見城)、(温泉津町・仁摩町矢筈城)、(温泉津町・大田市矢滝城)などを国の史跡追加指定をし保存を図る計画です。

これまで石見銀山についての調査研究は十分でない。これまで石見銀山については、不明な点多かつた為、平成八年に島根県・大田市・仁摩町・温泉津町により、石見銀山発掘調査委員会を設置し調査を推進するための方針と遺跡の保存整備を行つて、区のほかに佐比壳山神社

灰吹法に使用された鉄鍋



石銀Ⅱ区で見つかった上層(江戸時代前半)の建物跡



る。調査については次のとおりである。  
 (一) 発掘調査  
 石銀地区は約二十ヶ所の広がりがあり、十六世紀末ごろの精鍊跡の遺構や遺物が発見され、当時の様子がわかる貴重な遺跡として注目を浴びてあります。  
 (二) 遺跡分布調査  
 ① 石造物調査  
 銀山山中に点在する石造物を足がかりに鉱山開発の変遷を把握する。

これまでわかつたことは墓がつくられた時期が慶長年間から寛文年間(一五九六～一六七二)の時期のもの元禄年間から

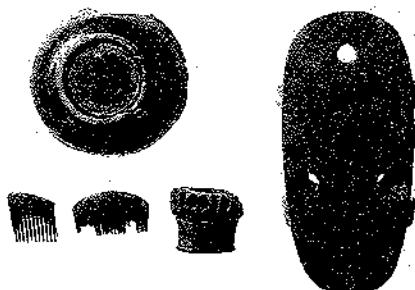
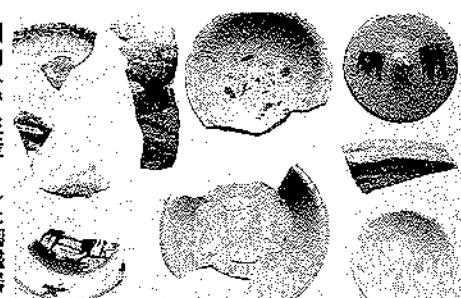
天明年間（一六八八）—  
七八八年）の時期のものと  
大まかに二つに分けられ  
ることや、それぞれの時  
期において建てられる墓  
の種類が異なることがわ  
かつた。

②城館調査

銀山周辺の城跡を戦国  
期の銀山争奪戦と銀山経  
営の視点から、その役割  
と歴史的背景を調べる。

③港湾調査

銀山関連の港湾である



下駄、木櫛、木梳などの  
木製品

鞆ヶ浦、沖泊を中心に各  
港の果した役割を銀山の  
栄枯盛衰にからめ調査す  
る。

④街道調査

銀山街道の中で特に十  
六世紀に銀山と鞆ヶ浦の  
港を結んでいた街道を中心  
にその現況と路線の確  
定調査をする。

⑤間歩調査

遺跡内の間歩について  
その分布と現況を調査す  
る。これまで石銀地区、

(四)歴史民族調査  
銀山周辺の地名調査を行  
い銀山町の歴史的背景  
をつかむ。中世における  
銀山町の生活の状況等を  
古文書及び住民からの聞  
き取りにより考察する。

(五)科学調査

発掘調査や分布調査に  
より発見された炉跡や、  
鉱さいの金属成分調査を行  
い遺跡の正確を明らか  
にする。

(六)鉱山調査

本谷地区、清水谷地区、  
柄畠谷地区を調査して確  
認できた間歩は五百二十  
ヶ所、露頭四十七ヶ所  
である。  
(七)伝建調査  
温泉津町温泉地区を町  
並み保存地区として保存  
活用するための調査を行  
う。

国内、海外の銀鉱山を  
中心に石見銀山との比較  
関連調査を実施する。

⑥伝建調査

温泉水津町温泉地区を町

並み保存地区として保存  
活用するための調査を行  
う。

⑧整備活用調査

国内、海外の鉱山遺跡  
の整備活用の先進例を調  
査し、石見銀山整備活用  
計画策定にあたっての参  
考にする。又、石見銀山  
遺跡を将来に亘って保存  
するための保存管理計画  
を策定する。こうした膨  
大な調査が今、始まった  
ばかりであるが、石見銀  
山遺跡を解明するためには  
はさけて通れない調査で  
す。こうした地道な調査  
により石見銀山遺跡が世  
界に誇れる遺跡となるの  
です。

しかし、石見銀山遺跡が世  
界に誇れる遺跡となるの  
です。

などである。

この貴重な遺跡が国の  
史跡指定を受け、発掘調  
査等各分野での調査が進  
み遺跡の全容が明らかに  
なれば世界遺産登録も可  
能となります。そして  
又、この遺跡を地域の皆  
さんがよく理解し保存に  
努め後世に残していく気  
運が大切です。

これまで国内の学識者、研  
究者の評価では、  
①中世から近世までの鉱  
山の歴史が分かる我が國の  
代表的な遺跡である。  
②街並みが残り、各時代  
における人々の生活ぶり  
が分かる大変貴重な遺跡  
である。  
③露頭掘りから坑道掘り  
へ移行する銀の生産形態  
が良く分かる重要な遺跡  
である。  
④この地域を支配してき  
た代官所跡などが良く保  
存され、文献記録も豊富  
である。  
などである。

これまで国内の学識者、研  
究者の評価では、  
①中世から近世までの鉱  
山の歴史が分かる我が國の  
代表的な遺跡である。  
②街並みが残り、各時代  
における人々の生活ぶり  
が分かる大変貴重な遺跡  
である。  
③露頭掘りから坑道掘り  
へ移行する銀の生産形態  
が良く分かる重要な遺跡  
である。  
④この地域を支配してき  
た代官所跡などが良く保  
存され、文献記録も豊富  
である。  
などである。

# 非違事例

## —最近の法人税調査事例から—

### 法人税関係

を振り込ませる方法で売上を除外していた。

なお、除外資金は、個人名義の定期預金とする

### 【売上除外の事例】

①建設業を営むA社は、工事代金として受け取った手形を代表者名義の普通預金で取り立てる方法で売上を除外していた。

なお、除外資金は代表者等の個人名義定期預金

とするほか、代表者から

に戻し入れていた。

ごまかしていた所得金額は約七千四百万円で、重加算税を含め法人税約三千六百万円を追徴した。

②サービス業を営むB法人名義預金に売上の一部

を振り込ませる方法で売上を除外していた。

なお、除外資金は、個人名義の定期預金とする

### 【架空仕人の計上事例】

製造業を営むC法人は遠隔地の個人事業者に依頼し、水増し請求させる方法で架空仕入を計上するほか、スクランブルの売却収入を除外していた。

なお、除外資金は、代表者等の家族名義の郵便貯金等をしていた。

ごまかしていた所得金額は約二億九千九百万円で、重加算税を含め法人税約一億二千万円を追徴した。

### 消費税関係

### 源泉所得税関係

額は約二億九千九百万円で、重加算税を含め法人税約一億二千万円を追徴した。

事業に該当する修理収入を第二種事業で申告しておいたため、消費税約百万元を追徴した。

①建築業を営むD法人は従業員に対する給料のうち、歩合給部分を販売手数料に計上し、課税仕入としていたため消費税約二百円を追徴した。

②簡易課税選択事業者である自動車販売、修理業を営むE法人は、第四種

①宗教法人Fは、葬儀等の布教収入を無作為に除外していた。

この除外資金は、住職が個人的に費消していたほか、住職の子供の学資費用に充てていた。

課税を免れていた金額は約二千五百円で、重加

算税を含め源泉所得税約一千五百万円を追徴した。

②建設業を営むG法人は、外国法人に対する工業所有権等の使用料として源泉徴収の対象となるにもかかわらず、これを徴収していなかった。

課税漏れとなっていた金額は、約二億七百万円で、加算税を含め源泉所得税約二千五百円を追徴した。

納稅者自身による適正な申告と納稅に支えられている申告納稅制度を維持し、課稅の公平を確保するためには、故意に不正な手段で税金を免れた者の責任を厳しく追求しなければなりません。	
隠した所得	7億9700万円
↓	
国 税 本 税	3億9700万円
加算税等	3億4200万円
地方税	1億4600万円
都 金	9000万円
合 計	9億7500万円
懲 役	1年6月(実刑)

この査察調査には、国税庁と国税局に配置され

## 企業訪問

取扱い商品

アルミサッシ・板硝子  
住宅機器・介護用品

当社製作品



代表取締役  
林 基一郎

林商事株式会社

Hellowブース・ベストひさし

(資本金  
年商  
四億六千万円)

昭和二十九年、大正西  
駅通りに林硝子店を開  
業。

昭和四十年柳井に土地  
をもとめ、倉庫及び工場  
を建築致しました。其の  
頃から木造住宅用にアル  
ミサッシが発売され、  
早々とアルミサッシの販  
売に取りかかりました。  
当時は窓といえば木製  
の建具で、それをアルミ  
にしていただくには、か  
なりの苦労が必要でした。  
毎日ピーアールの連

た。商品販売量が増大す  
るに伴い、競争も激化の  
今日であります。私の信  
条は『常に新しいテーマ  
に燃え挑戦と勇気を』で  
す。

現在の事業が上昇中  
に、次の事業を進める。  
これが、私のやり方で  
す。今も、カラーステン  
でトイレブースを製作致  
しております。商品名  
は、Hellowブースであり

ます。昨年までは、県内  
販売と致しております。  
商品名は、Hellowブース  
です。今年から鳥取県と山  
口県に、ピーアール中で  
あります。それぞれ何を  
やつても、難しさは有り  
ますが勇気を持つて事に  
当たっております。ブー  
スは、当社で開発した商  
品で有りますが、同じよ  
うな商品も他社にも有り  
ます。他社はメラミン合  
板で、水に弱く下のほう  
から、剥離している所が



よく見かけられます。今  
の所、カラーステンの同  
等品は有りません。特殊  
構造で設計し水の進入を  
なくし、表面材をさびな  
いカラーステンと致しま  
した。メンテナンスにお  
いて、非常に楽だと喜ば  
れております。

よく見かけられます。今  
の所、カラーステンの同  
等品は有りません。特殊  
構造で設計し水の進入を  
なくし、表面材をさびな  
いカラーステンと致しま  
した。メンテナンスにお  
いて、非常に楽だと喜ば  
れております。

## 『社訓』

### 三身一体

#### 【我が社、得意先、社員】

特に私ども社員は、地区ナンバーワンとなり、収益もナンバーワンを目指そう。

### 物 心

#### 【特に心】

社長は社員、社員は社長と心の通いあうことに最大の努力をはかり、そのことが必ず仕事にも大きく貢献することを確信する。

### 企業の変革

#### 【向上心】

テンポの早い社会変化の中でも向上心を持ち、商品知識を高め、短期間で数多くの説明ができるような方法を考える。

### 体 質

#### 【心の経営】

十年前までは、努力をすれば利益を得ることができた。しかしその後、困難な時代を向かえ経営体质も悪い十年でした。私自身が、本物の心の経営を間違っていた。

今後は、心ある対話・心ある事業に、又、繁栄する経営基盤づくりに向かって進み、お互いの繁栄に一層努力します。

平成九年十月には、前の店舗を改造して、介護用品ショップ「はあとふるライフ」を開設いたしました。地元に唯一のショップとして、重宝していただいていると思います。在宅介護を中心にながら事業は、次の三つであります。

#### (1) 第一・二事業部

アルミ建材・ガラス・シヤツター・エクステリア・住宅機器・石工事等

#### (2) メタリング事業部

ステンレストイレブース(Helloブース)・既製庇(ベストひさし)の製造・販売

#### (3) バリアフリー事業部

介護用品ショップ「はあとふるライフ」にて、住宅リフォーム・介護用品・機器等の販売

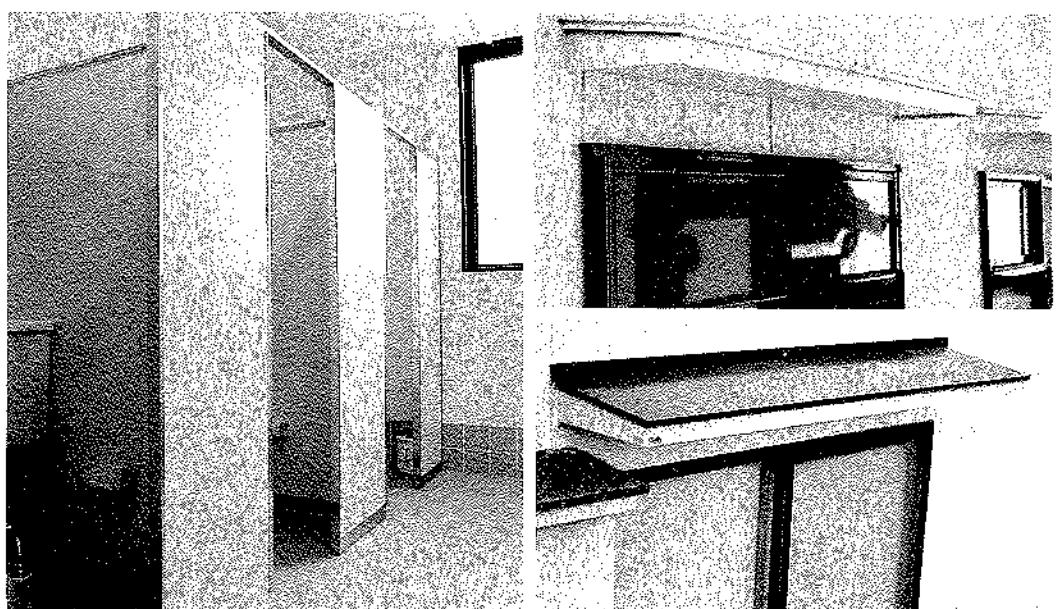
この三本の柱を、堅実に伸ばすことを、第一と考え、社員一丸となつて、この大変な時代を乗り越えていく所存であります。

ら、社会福祉施設へも訪問し、着実に実績を伸ばしてきております。

以上にのべてきましたように、我が社の柱とする事業は、次の三つであります。

◀ベストひさし先付タイプ

◀ベストひさし後付タイプ



▶カラーステンレス・トイレブース

# 日本一の和牛試験場

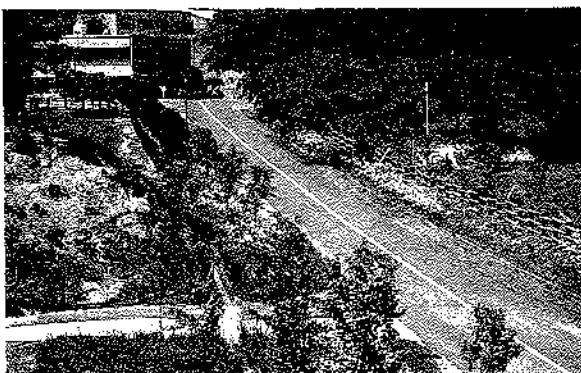
## 農林水産省中国農業試験場畜産部の紹介

畜産部長 萬田富治

### 川合の里

大田市街地を抜けて国道三七五号線を車で十分ほど、走行するとやがて、水田が広がり、その中央を流れる静間川に沿つて、広大な飼料畑と丘陵地に点在する建物を遠望できる。試験場の入り口は国道に接しているが、国道よりも広い専用道路は八間道路と呼ばれ、入り口から山に向つてしまつすぐ延びている。

この道路を進み途中、静間川に架かる尋牛橋を渡ると、見事な



府舎へのアプローチ（牧柵と若桜並木）

イチヨウ並木が続く。道路はやがて緩やかな坂にさしかかると右に大きくカーブを描き両脇は桜並木に変わる。この奥深くに府舎がある。

これらの美しい景観は静かな川合の田園風景に見事に調和し、訪れる人々に深い安らぎを与えてくれる。

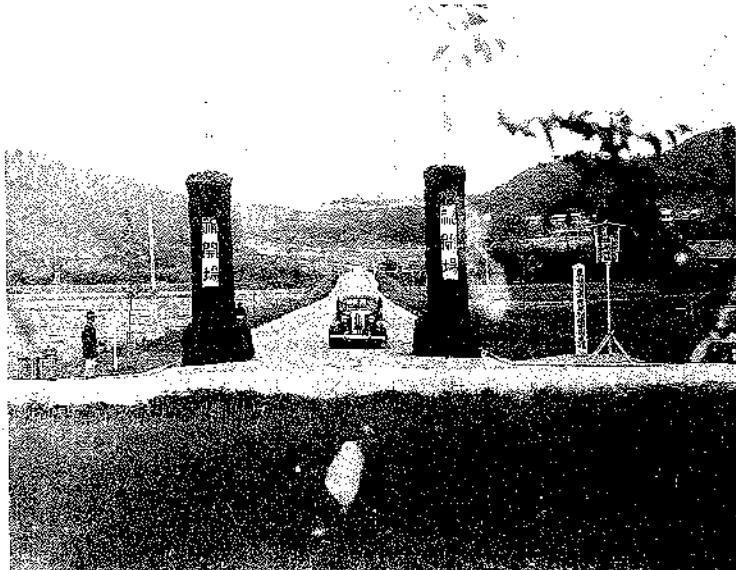


試験場から川合の里を望む

### 沿革

この牧歌的なたたずまいを見せる試験場は昭和十二年に創立された。

この年夏には世界大戦の発端となる日華事変が始まり、国の内外情勢は、和牛の改良などという平和な事業をのんびりとやることを許されるべき事態ではなく、殊に厳しいものであった。にも



昭和12年開場（手前は国道375号線）

拘わらず昭和十年の国会で十一年度の国的新規事業として和牛試験場設置の予算が通過した。この背景について初代支場長の羽部義孝氏は次のように述べている。

第一は和牛試験場設置

に関する要望が熱烈であったこと。

である。

第二は大正十五年から農林省ではほどんど毎年和牛予算が計上提出され続けたこと。第三は戦時機構であつたので食糧増産気運に乗つたこと。第四に予算通過に直接努力してくれた人々がおり、殊に予算査定の責任者に理解者がいて、スラスラと要求が認められたことである。これらを見る限り国の新規事業が予算化される仕組みは当時も現在も基本的に変わつてないということである。



和牛界にとつて聖地的なシンボルとしての「牛魂」の碑  
(初代支場長・初代全国和牛登録協会会長羽部義季氏の筆による  
創立二十周年、昭和三十二年)

予算が内定する試験場開設に向けて創設者達の大変な苦労が始まること。

候補地は古来から和牛飼養の盛んな中国地域に決まつたが、和牛試験場として改良事業の宣伝活動の便宣上、用地を鳥取、島根、岡山、広島の四県に限ることとして、候補地の推薦を各知事宛に依頼された。その結果、三十六ヶ所から

の推薦があり、その中から最終的に現在地の島根県安濃郡川合村に決定さ

り、官制公布に際して、和牛試験場として独立した試験場とするか、畜産試験場中國支場とするかが問題となつた。後に初代支場長となる羽部氏は

諸般の事情を勘案し、後試験場中國支場とするかが問題となつた。後に初代支場長となる羽部氏は

が予算化される仕組みは当時も現在も基本的に変わつてないということである。この候補地の数をみても当時の状況が和牛試験場の設置に対しても熱心であつたかがわかる。さて、用地が決まり、官制公布に際して、和牛試験場として独立した試験場とするか、畜産試験場中國支場とするかが問題となつた。後に初代支場長となる羽部氏は

が予算化される仕組みは当時も現在も基本的に変わつてないということである。この候補地の数をみても当時の状況が和牛試験場の設置に対しても熱心であつたかがわかる。さて、用地が決まり、官制公布に際して、和牛試験場として独立した試験場とするか、畜産試験場中國支場とするかが問題となつた。後に初代支場長となる羽部氏は



碑  
記念する  
「肉用牛研究発祥之地」の  
祥衛氏の筆による  
(初代部長原石原昭和62年)  
創立50周年

## 組織

畜産部が所属する中国農業試験場は福山市の企画連絡室、総務部、総合研究部、地域基盤研究

部、作物開発部の一室四部、京都府綾部市の畠地利用部、大田市の畜産部、合計一室六部から構成されている。畜産部は

四つの研究室と業務科、総務分室のほか、総合研究チームから構成されている。国家公務員の定員削減という厳しい状況にもかかわらず平成八年十月には四国農業試験場の設置により、中国農業試験場畜産部となり、現在に至つては四国農業試験場の設置により、中国農業試験場畜産部となり、現在に至つては四

者を選択した。その後、幾多の変遷があり、昭和二十五年には中国四国農業試験場畜産部に改組され、昭和二十七年には四

草地畜産研究の廃止に伴い、研究職定数二名が畜産部へ振替になり増員された。現在定員は事務部門を担当する行政職

(一)が十名、研究支援業務を担当する行政職

(二)が二十八名、研究職が二十名、合計五十八名の他、十数名の臨時雇用職員によつて業務が行われている。定員の半数を占める行政職(二)のほとんどは地元出身者で占められており、最近では県外からも採用されている。

行政職(一)及び研究職は全国から集まつており、定期的に全国ベースで転勤が行われる。最近は特に異動が多くなつて

おり、研究の効率化及び評価が厳しく行なわれるようになつた。私自身も、関東から北海道、中國へ、これまで五ヶ所を渡り歩いている。せつかく地元の人達と知り合いになれても異動せざるを得ないのが国の試験場の職員の宿命である。このため、地元との研究交流にあたつては出来るだけ組織的に応答することを考え、常に新鮮な人材を投入することにより、地域との交流をすすめたいと考えている。見方を変えれば地元にとつては全国の情報を居ながらにして入手出来るわけであるから試験場を大いに活用していただきたい。こういった転勤族でもかつては独身で赴任した職員のなかには大田出身の女性と結婚し、縁を深くする者も多かつたが、最近は適齢期の職員がいても晩

婚化に伴い、ご縁を作れない。なんとかこの状況を打破したいと考えているので、本誌上を借りて環境作りに協力をお願ひしたい。

#### 土地利用の概要

試験場の土地は二〇五町歩程あり、半分を山林が占め、山の上の方に草地が点在している。

試験用飼料や越冬飼料として乾草やサイレージに調製される。畑の耕起、施肥、播種、収穫、運搬作業はすべて大型機械で行われ、これらの作業風景



山のまきばから遠望する

もまた、水田地帯の川合の中では、異質的存在であり、国道から眺める風景が牧歌的といわれる由縁の一つである。

イタリアンラ

この景観を大切にし、市民の皆様とともに川合の名所として楽しんでもらえる場にしたい。中山間地域では労力不足や高齢化から山林が荒廃し、雑草や灌木の繁茂が里山を飲み込み、屋敷周囲に及んでいる。このため鳥獣害が深刻になつてゐる。畜産部ではこの問題を解決するため試験場の山林の保全及び有効利用

対策として、牛の放牧試

験を開始している。これには当場産の黒毛和種牛（黒牛）のほか、山の放牧に強いといわれている高知県特産の褐毛和種牛（あか牛）を四国から三頭導入し、どちらの牛が山の開拓牛として適しているかの比較研究を実施している。

こうして、荒廃する林



イチヨウ並木をバックに大型機械作業による牧草収穫



地の下草を牛に舌（下）  
刈りさせ、次第に短草型  
草地を拡大することによ  
り、森と畑や屋敷との間  
に空間を作り、イノシシ  
害等の獣害を回避出来な  
いかという研究にも着手  
したいと考えている。

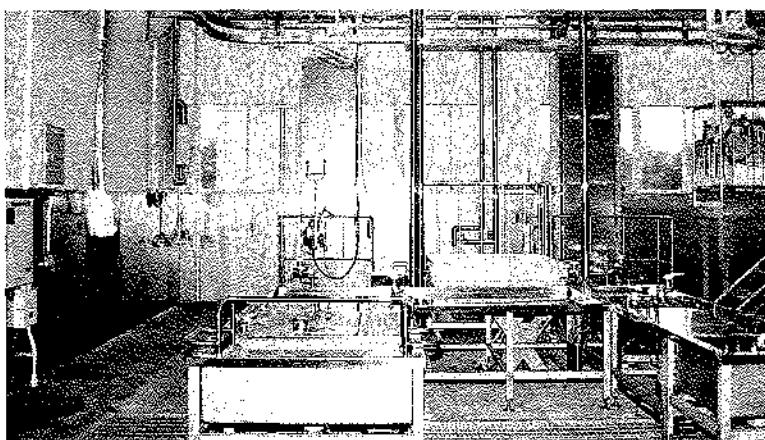
かって、当畜産部は全  
山、松でおわれ、秋に  
なると松茸がたくさんと  
れたそうであるが、現在  
は松食い虫にや  
られ全く見る影  
もない。寂しい  
限りである。松  
茸の復活はほと  
んど不可能と思  
われるが、この  
大切な山を牛で  
拓く「牛」を「牛」  
で山を拓く  
保全管理する技  
術開発のために  
活用したい。山  
にのびる幹線道  
路は一部を残し  
て簡易舗装され  
ている。これま  
で、先輩達が何  
年もかけて、節約した予  
算で少しづつ舗装してき  
たのであるが、先日、大  
田市内官署長連絡協議  
会のメンバーを案内した  
時、会員の方から、「道  
路が狭いのは牛の放牧試  
験のためか」と質問され  
たときには少々ショック  
であった。国立の試験場  
は道路も立派なものであ  
るという思いこみからで

は松食い虫にや  
られ全く見る影  
もない。寂しい  
限りである。松  
茸の復活はほと  
んど不可能と思  
われるが、この  
大切な山を牛で  
拓く「牛」を「牛」  
で山を拓く  
保全管理する技  
術開発のために  
活用したい。山  
にのびる幹線道  
路は一部を残し  
て簡易舗装され  
ている。これま  
で、先輩達が何  
年もかけて、節約した予  
算で少しづつ舗装してき  
たのであるが、先日、大  
田市内官署長連絡協議  
会のメンバーを案内した  
時、会員の方から、「道  
路が狭いのは牛の放牧試  
験のためか」と質問され  
たときには少々ショック  
であった。国立の試験場  
は道路も立派なものであ  
るという思いこみからで

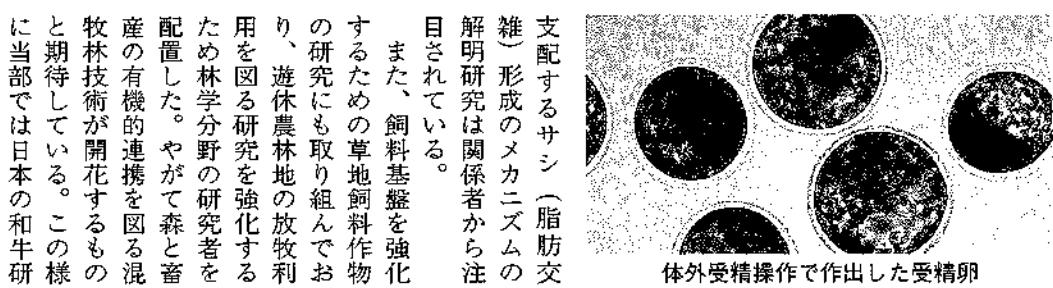
あらう。最近は国家財政  
の逼迫により、さらに予  
算獲得は厳しい時代に突  
入しているが、おかげで  
当部は毎年、研究予算が  
増えており、今年も補正  
予算が査定された。

仕事  
国農業試験場は試験  
研究を通じて農業に貢献  
することが主要な業務で  
ある。畜産は「生めよ増  
やせよ」が至上命題であ  
るため、創設時から和牛  
改良に力を入  
れてきた。ク  
ローン時代を迎えた今日で  
は、「生めよ  
増やせよ」と  
いう改良・増  
殖研究は遺伝  
子工学手法を  
取り入れた国  
際レベルの先  
端研究を推進  
している。

また、「な  
ぜ和牛は美味  
しいのか」と  
いった基本的  
命題の解明に  
も迫つてお  
り、特に和牛  
のおいしさを



平成九年度補正予算（一億六千万円）で全  
面改築した食肉生産研究施設（O-1-157）



支  
配するサシ（脂肪交  
雑）形成のメカニズムの  
解明研究は関係者から注  
目されている。  
また、飼料基盤を強化  
するための草地飼料作物  
の研究にも取り組んでお  
り、遊休農林地の放牧利  
用を図る研究を強化する  
ため林学分野の研究者を  
配置した。やがて森と畜  
産の有機的連携を図る混  
合牧林技術が開花するも  
のと期待している。この様  
に当部では日本の和牛研

光をあてて肉質が科学的に表示できる  
装置を開発（特許取得）



場、香川県畜産試験場からの研究員派遣が決まっている。また、現在、科学技術庁の特別研究員制度を利用してボストドクターライ（大学院博士課程修了者）の研究者を二名受け入れている。外国人研究者の招聘や海外出張も増えており、今年度はイタリア国との国際共同研究をはじめ、フィンランド国等との交流が予定されている。

来年度は予算化をまつて、大田市で「中山間地域農業の活性化のための国際ワーキショップ」を開催する。このワーキショップには広く大田市民の一般からの参加も期待している。

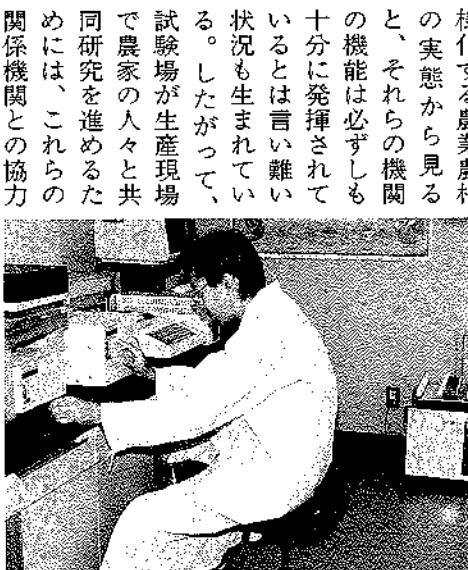
以上の試験研究以外の研究の活性化のために、計画的な人事交流と新しい若い研究活力の導入が必須である。

そのため試験場の門戸を大きく開き、国内外の研究勢力を広く結集している。都道府県からの依頼研究員は沖縄から北海道まで、広く受け入れ、今年は北海道立新得畜産試験場、高知県畜産試験

業務として、毎年、和牛飼養や改良の専門家を養成するため講習会を行っており、これまで川合の尋牛橋をわたった者は実に六〇〇名以上にのぼっている。この他、近畿・中国・四国地域の十五府県の試験研究機関の研究調整・指導・助言の業務もあり、大田市を会場にして地域規模または全国規模の各種研究会や会議を開催している。また、平成七年度からは国立三瓶青年の家の主催事業に共催し、全国でもユニークな「畜産科学教室」を畜産部を会場に行つており、青少年の科学離れを防ぐとともに、農業や畜産に対する理解を深める上で大きな成果を上げている。さらに、今年度から新たに三瓶青年の家と共に島根県下の普通高校六校の理数科高校生を中心とした自然

科学体験校外学習の新規事業にも取り組みを開始した。

しかし、地域に存在する試験場として最も重視すべきは研究活動を通じて地元の農業・農村の活性化に貢献することである。我が国では農業技術の普及のための制度は戦前はドイツ型、戦後はアメリカ型を取り入れており、このため、様々な機関が存在し、役割が分担されている。しかし、多様化する農業農村の実態から見ると、それらの機関の機能は必ずしも十分に発揮されていいるとは言い難い状況も生まれている。したがって、試験場が生産現場で農家の人々と共に研究を進めるためには、これらの



日夜、先端研究に取り組む若手研究員

関係の策定と有機的連携が大切である。この様な考え方は国の試験研究の総本山である農林水産技術会議事務局が踏襲しており、その基本方針の基に畜産部でも平成五年度から部の総力をあげた現地直結型研究を進めていく。ここではそのあらましを紹介し、試験場の地元における研究姿勢を示したい。

三瓶山麓での現地研究のあらまし

現地研究のあらまし

三瓶山麓は、かつて和牛の放牧により金山シバで覆われていた。この美しい景観が評価され、昭和三十八年に大山・隱岐国立公園に編入されてい。しかし、放牧の衰退に伴い牧野は荒れ、三瓶山を觀光資源として特徴づけていたシバ型草原は消滅の危機にあつた。一方、山麓周辺に展開する畜産農家は、牛肉輸入自由化が進行する中で、一層のコスト低減や省力化が求められていた。その解決策の糸口として、かつての放牧地であった三瓶山を、もとのシバ型草原に復活させる研究に取り組んだ。この現地研究で最も留意したことは、対象地域が開発や利用の規制が厳しい国立公園の一角に存在したことである。そのため、牛の放牧が三瓶山の景観を創出する効果や、シバ型草原が

動植物の多様性の保持や土壤を保全する効果等、多面的な役割についても研究を併せて進めた。これららの研究は、生産者を中心、牧野組合、J.A.、大田市、頓原町、島根県、営林署、農政局、環境庁支庁、その他多くの方々との共同で進められた。

三瓶山麓におけるシバ型草地復活による景観面での効用と畜産農家のコスト低減を目指して国費事業による放牧場整備が大田市の手で行われたからである。ここに至るま

でには、多くの努力が積み重ねられた。放牧再開についても以前から検討され

て経験したことのない、社会・経済・制度の国際化が急激に進行する中で、大田市の豊かな生活と文化のかおりを大切にし、中山間地域社会の活性化のために国内外のセンター的存続に発展することである。これが還暦を迎えた当試験場のとりあえずの恩返しであり、試験場が生きる道である。

三瓶山西の原で24年振りに和牛放牧再開は反対意見もあり、実現には至らなかつた。そのため、講演会を開かれた。

平成十年度からは新規の現地直結型研究を大田市を対象に開始していく。私たち試験場職員の思いは大田市が閉塞感で一杯の中山間地域の現状を打破し、全国の模範的存在になることである。そして、日本国民がか



三瓶山西の原で24年振りに和牛放牧再開

は反対意見もあり、実現には至らなかつた。そのため、講演会を開催したり、話し合いを何度も行い、反対意見の方にも「適正な頭数の牛のかつ



のびのびと飼われる試験場の親子牛

# 会員親睦ゴルフ大会

哲ちゃんおめでとう

商工会議所事務局長

勝部哲男氏優勝

桜も終わり漸く春めいた四月十八日の土曜日出雲大社カントリークラブで第二十六回目の親睦ゴルフ大会が行われました。半年ぶりの会員皆さんが再会で、ゴルフの競技を含めて一日中それ愉快に、そして面白くコミュニケーションができたものと存じます。

私自身（三谷忠義）は、昭和四十三年から四年頃だったように思いますが、当時、今の島根中央信用金庫の専務の本田さんから君のゴルフ道具一式を安く買って来たから良くなれば、今回この記事の担当をすることになりました。

た。もともとゴルフの事に未熟な私のことゆえ、あれやこれやを詳しく申しく述べることができませ

んので、今回は特別企画として私のゴルフ懺悔を恥を承知で記事に載せて戴きました。

私のゴルフの始まりは、昭和四十三年から四年頃だったように思いますが、当時、今の島根中央信用金庫の専務の本田さんは、西条カントリークラブでプレーをしました。寒い雪の日でありました。その後のことは、関係の皆さんご存じのように出る度によくプレー賞をいただき、何も分

く呆気にとられて、頼みもしないのに心の中で思いながらゴルフなんか私等のやることではありませんと断りました。お前何を言うか、これから時代の経営者はゴルフくらいはできなければダメだ、の一言であつさりやることを決心したのが十一月頃だったようになります。

今思えば、無茶な話で本田さんの手解きで北八幡宮の山肌で三回か四回クラブを振つて、早速その年の年末だったと思いります。松江カントリークラブで本番をやり、翌年一月末に広島での縁があり西条カントリークラブでプレーをしました。今までの最高の成績です。

その後のことは、関係の皆さんご存じのように出る度によくプレー賞をいただき、何も分からぬ家内



# 表彰式



## 成績優勝者

B B メー カ一	三 賞 位	準 優 勝	三 千 石 谷 川 大	田 井 田 田 泰 丁	哲 益 田 康 敬 三	夫 夫 三 龍 史
--------------------	-------------	-------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------



その後一時、上向いた時期もございましたが、特に最近のスコアのひとこと、自分が嫌になりました。大変に恥かしいことだけでありまして、パートナーの方々にその都度迷惑をかけております。

最近はもっぱら最多打

まだ述べたいエピソード等いろいろあります。が、紙面の都合上このへんとめます。  
唯々うれしく思いますのは、皆様方からその都度お誘いを受け、恥かしさを省みず、参加できました事をこの上ない幸せに存じ、ゴルフを通しての皆様方との出会いをより

大切にし健康の続く限りヘボゴルフに精進したいと念じておりますので、見捨てないでまた誘って下さい。

今回は私の為の独占記事になり、大変にご迷惑をおかけしましたことを最後にお詫び申し上げ私の責めを終わります。

大切にし健康の続く限りヘボゴルフに精進したいと念じておりますので、見捨てないでまた誘って下さい。

今日は私の為の独占記事になり、大変にご迷惑をおかけしましたことを最後にお詫び申し上げ私の責めを終わります。

よく「匙（さじ）を投げる」といいますが、このサジが中国から日本に入ってきたのは平安時代の頃といわれており、その形が貝に似ていたため當時は「カイ」と呼ばれていました。

それが茶を分ける道具として使われるようになつてから、「茶匙」（茶ハサ、匙ハジ）＝サジと呼ばれるようになつたということです。

さて、その後色々なものに使われるようになりましたが、「匙を投げる」のサジは江戸時代に大名の侍医のことを「おサジ」と呼んでいたようになります。

税金のことは難しいとよくいわれますが、災害や病気などによりすぐに申告や納税ができないときは、期限の延長や納税の猶予などの制度があります。

税のこぼれ話

### 匙を投げる

断念することを意味するようになりました。

税金のことは難しいとよくいわれますが、災害や病気などによりすぐに申告や納税ができないときは、期限の延長や納税の猶予などの制度があります。

匙を投げることなく、お気軽に税務署にご相談ください。



## 石見銀山・根はり葉はり

### 銀の道の哀歎（石州銀山道）

石村 勝郎

わが国の鉱山の中で、ユニークな存在である、石見銀山の歴史的価値が見直されている中で、江戸時代二百六十六年を一貫して、運上銀（税）の輸送が行われた、大森—尾道間百二十六キロが、いまで「銀の道」としてクローズアップされています。

然し、銀の歴史というノスタルジアだけではなく、本当は上納銀輸送の為、長く人々が苦しんだことを考え、道の人間史として深く心に刻みたいものです。

#### 銀の道の農民の労苦

毎年十二月の中下旬に灰吹銀や丁銀、銅が大阪へ送られるなどを、昔は「上登り」と呼んでいました。上登りは、幕府に

とつて都合のよい助郷といいう制度で縛られ、労力や経費のすべてを、沿線の宿駅で負担する仕組みになっていました。この理不尽な制度に対し、赤名峠を境にし、石見銀山料側に批判的な文書が見られないのに對し、山陽側に批判的な記録が散見されます。

沿線では、五里（二十キロ）前後の距離で宿駅が設けられ、運上銀の通過日が近づくと、馬二百五十頭前後、人足四百人などのほか松明や食事の準備などに五六日はかかりきりになります。

そのころの河川には、ほとんど橋が無かつたので、川越人足を集めるのも一仕事でした。

運上銀の一行為近づいてくると、宿駅では村境の丘陵に見はり役を立て、小旗を振つて輸送の列が来たことを知らせます。

受け入れの宿駅では、急にざわめき、町年寄や庄屋など有力者は、礼服を着て、平伏して銀を迎えます。

宿駅では無難に通過してもらうため、大変な気の使い方で、銀の箱（十貫目）一箱ずつに、一人ずつ番人がつき、別な番人が徹夜で巡回します。

大森代官所の宰領役人（手代）には、酒を用意したごちそうで、もてなしをするほか、デラックスなお土産を贈るのが慣例で、それが宿場の財政を圧迫しました。

血と涙の灰吹銀上納輸送も、慶応二（一八六六年）七月の、長州軍石見進撃で、終止符をうち、幕府の代官政治が終了したのを、一番喜んだのは、石州銀山道といわれる、銀の輸送路に当たる、沿線の人々でした。

最後の銀輸送は、備後の上下出張陣屋に逃れた鍋田代官の指示で、人足一人馬二頭で、二人の役人が灰吹銀十一貫を上下町から八月に大阪へ送っています。

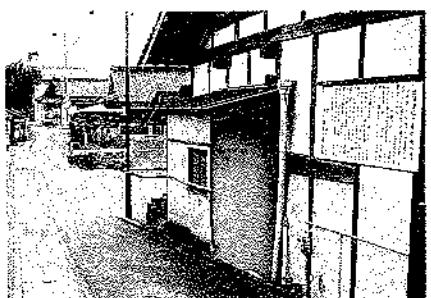
葵のついた三十枚角の、小旗の威光といふところです。

昔の十二月といえば、中國山地は雪に閉ざされますので、人足の苦勞も一通りではありません。

役人の傲慢とマネー稼ぎに、上方で沢山な品物を買ひこみ、それを「御用荷物」と詐称して、宿駅で輸送させようなどもあつたらしく。

大雪だったある年に、布野宿で輸送することになった。

大雪で馬が使えぬため、百六十六人の人数を必死で集め、赤名宿まで送り届けたことがあります。そのとき役人が支払った賃金は、人足四人分と、馬十三頭分だったといいます。余りにもひどい支払いでしたが、布



石州銀山道のうちの布野宿跡

## 地域社会貢献運動

# 「梅と瓦の広場清掃作業」

梅雨のスタートした去る六月九日、大森町のボックストパーク「梅と瓦の広場」の清掃奉仕作業が行われました。

当日は降り続いた雨が上った蒸し暑い曇天のも

と金田安弘税務署長、周藤統括官に今年もご参加いただき、和田会長、松井副会長とともにそれぞれ機、鎌を使って、広場一面に生い茂った雑草を取り除き、併せて空き缶の回収と梅の収穫をいたしました。今年は雑草の成長が早く思ひの外時間がかかりましたが、参加した二十三名の協力のもと見違えるほど綺麗になりました。

梅の収穫をいたしました。今年は地域社会に貢献することには益々重要になり、また個々の企業にとっても、地域社会に対するボランティア、奉仕活動を求められていますので、法人会青年部の事業として今後も続けます。

ちなみに大田市、述摩郡における県道の草刈りに、毎年三千万円程度の県費が使われていますがそれでもまだ十分手が届



業事業所のボランティア、奉仕活動としてこの運動が広まり、大田市、述磨郡の各地で実施されれば素晴らしい地域貢献となるでしょう。

今後とも格別のご支援、ご協力を願い致します。

ご案内  
第十二回「法人会全国青年の集い」長野大会  
記念講演講師 江崎玲於奈氏  
日時 十一月六日(金)  
場所 長野市ホテル国際21  
分科会講師 中条高徳氏  
(アサヒビール特別顧問)

吉村作治氏  
(早稲田大学教授)  
参加ご希望の方は事務局(沖)までご連絡下さい。  
石見大田法人会の会員イバーの方々に喜んで頂けました。

法人会ニュース

『こんな保険が欲しかった』  
の声にお答えして

# 国内初の保険ができました



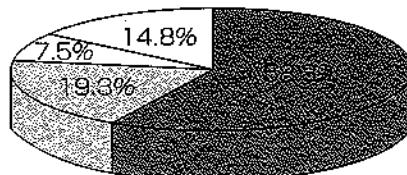
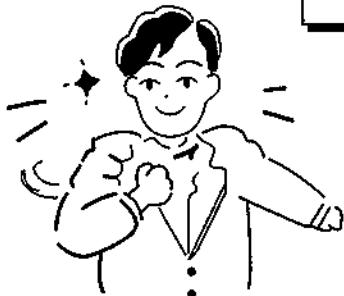
★ 5年ごと利差配当付

## 重度障害保障終身保険

今、国内の身体障害者数は

286万人

(18歳以上の国民35人に1人)



にのぼります。

- 疾病
- 事故
- 不明
- 不詳

(平成3年身体障害者実態調査報告・厚生省発表)

所定の重度障害状態になられた場合に

**重度障害保険金** をお支払いします。

予備軍を含め成人7人に1人

治療中ないし要治療者合計690万人  
予備軍を合わせると1370万人

(平成9年11月厚生省「国民栄養調査」による)

業界最大級 14 の身体部位を保障

### 重度障害状態

- ・心臓ペースメーカー装着
- ・人工透析
- ・インスリン治療（80日以上）
- ・肝硬変
- ・継続的酸素治療法（80日以上）
- ・人工肛門、人工膀胱造設
- ・手足の機能停止
- など

- ・糖尿病
- ・慢性肝炎
- ・リウマチ
- ・肺気腫
- ・がん
- ・クローン病
- ・慢性肝炎など

- ・交通事故
- ・火事
- ・作業中の事故など

重度障害保険金

# 14部位の保障

## 血液・造血器

- ・骨髄移植を受けたもの
- ・病理組織学的所見(骨髄生検等)および血液検査に基づき所定の白血球、悪性リンパ腫、骨髓腫、骨髓形成症候群または重度の再生不良性貧血と医師によって診断されたもの

## 目

- ・両眼の視力の和が0.08以下になって回復見込みの無いもの

## 耳

- ・両耳の聴力を全く永久に失ったもの

## 呼吸器

- ・所定の状態に該当し、医師が必要と認める日常的かつ継続的な酸素治療を開始し、180日継続して受けたもの

## 上肢

- ・1上肢を手関節以上で失ったもの
- ・1上肢の用を全く永久に失ったもの
- ・1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

## 肝臓

- ・病理組織学的所見(肝生検)などに基づき、肝硬変症状に該当したと医師によって診断されたもの

## 腎臓

- ・所定の状態に該当し永続的な人工透析療法を開始したもの
- ・腎移植を受けたもの

## 膀胱

- ・恒久的な人工膀胱を初めて造設したもの
- ・膀胱を全摘出し、恒久的な尿路変更(更)ストマを初めて造設したもの

## 肛門

- ・恒久的な人工肛門を初めて造設したもの

## 心臓

- ・恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- ・心臓に人工弁を置換したもの
- ・心電図等で異常所見が見られ、所定の状態に該当したもの

## 脊柱

- ・脊柱に著しい奇形を永久に残すもの
- ・脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの

## 脾臓

- ・脾臓におけるインスリン分泌障害を原因として、医師が必要と認める永続的なインスリン治療を開始し、180日間継続して受けたもの

## 小腸

- ・所定の状態に該当し栄養維持が困難となるため、栄養所要量の30%以上を常時中心静脈栄養法で摂取する必要があると医師によって診断され、その治療を開始したもの

## 下肢

- ・1下肢を足関節以上で失ったもの
- ・1下肢の用を全く永久に失ったもの
- ・1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

### ●お問い合わせは…

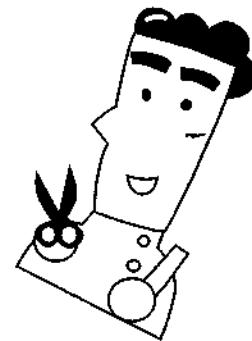
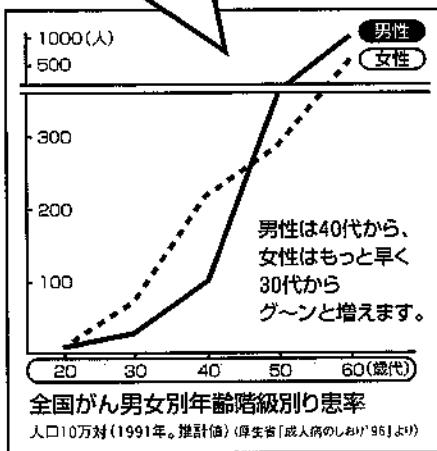
**(社)石見大田法人会**

大田市大田町大田イ309-2 TEL 08548-2-0765

※保険金のお支払いについては、約款所定のお支払い事由に該当することが必要です。

※御契約に際しては所定のパンフレット、ご契約のしおりを必ずごらんください。

**年齢とともに、  
がんになる確率が  
高くなります。**



経済的負担の大きい、がんの治療。  
選べる〈がん保険〉で備えましょう。

**新登場**

## あなたの健康応援団。

特約MAXをプラスして、病気・ケガをまとめて保障!

現在、ご契約いただいている

### がん保険

(がんの保障)



今回おすすめする

### 特約MAX

(がん以外の病気・ケガの保障)

●引受保険会社



〈がん保険〉と〈介護保険〉のバイオニア

アメリカンファミリー生命保険会社  
アメリカンファミリー カナダ アシュラムス カンパニー オブ コロナパス  
〒163-004 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル2階 ☎(03)3341-2701(代表)

●お問い合わせ、お申し込みは

(社)石見大田法人会事務局

青木 恵

2-0765

2-2226

同封のハガキもご利用下さい。

# わが社のふれつしゅさん

森田 製菓(株) 京子



- ①どんな動機で入社されましたか。
- ②あなたが地元に期待することがあれば。
- ③あなたが最近一番良かったことはどんなこと。
- ④あなたが最近気がかりなことはどんなこと。
- ⑤あなたの趣味は。
- ⑥あなたのP.Rをどうぞ。
- ⑦あなたの会社のP.Rをどうぞ。

J A 石見銀山直美



- ⑥スポーツは苦手で文化系。
- ⑦明るくて、活気のある職場です。

サンデン(朝)下愛見竹



- ①子供の頃から知つていて親しみがあったので。
- ②私は、山あり、海ありの大田市が好きなので今まで十分。
- ③車のローンが終わつたこと。
- ④特にありません。
- ⑤洋服を作ることと、読書。
- ⑥どんどん利用して下さい。

(株)たけはら那須裕子



- ③安くて、すごくおいしい焼き肉屋をみつけたこと。
- ④これから将来のこと。
- ⑤ドライブ。最近は少し魚釣りもします。
- ⑥気は強いけど、すごく泣き虫。
- ⑦JAは地域に密着している仕事場だと思います。人々の「しあわせづくり」のための場所でもあります。

- ②若者が楽しめる施設がない。
- ③本を読み終えた時。
- ④車がいつ買えるだろうか。
- ⑤楽しいことならなんでも。
- ⑥仕事も遊びも一生懸命です。
- ⑦親切で、よい人が多く楽しい会社です。

- ④特にありません。
- ⑤バスケットボールをすること。
- ⑥ちよつとオチヤメで明るい性格をしています。
- ⑦明るくて親切な人達ばかりで楽しい会社です。
- アンケートにお答えいたしました。
- それぞれ特徴あるお答えをいただきましたが、地元企業に就職されたことは本当にうれしく思います。キャリアを積まるうちにいろいろ具体的な悩みが派生するのではと思いますが、初心を大切にして頑張つて下さい。

- ①地元に残つて就職したこと。
- ②誰でも住みやすい町にしてほしい。
- ③仕事をしていく、たくさんのお客さんに「有難う」と言って下さること。
- ④地元で就職したかったからと家が近くだったから。
- ⑤大人から子供まで楽しめます。

- ①地元に残つて就職したかったし、都会は自分には合わないと思っていたから。
- ②大人から子供まで楽しめます。
- ③それぞれの想いを、ふるさと大田市のために、一緒に考え、力を合わせて実現し、自慢できる大田市にしたいものと思っています。ありがとうございます。

# 税のこぼれ話

## コンピュータの起源

最近におけるコンピュータの技術進歩とその急速な普及ぶりは、まことに目ざましく、様々な分野でコンピュータが利用されており、多くの企業でも営業や経理に取り入れられています。

このコンピュータの歴史を振り返ってみるとともどもコンピュータはあらゆるタイプの計算機のことをいい、史上初の計算機は三百年以上も昔の一六四二年、フランスのある微税吏の息子により、歯車を幾つか連結し、加減計算のできる装置として作られました。税金の計算に苦しむ父の負担を軽くしようというのが発明の動機だったそうです。

コンピューターのはしり

が、税金計算とは……。

## 学問の場

高杉晋作などすぐれた

人材を輩出した松下村塾を吉田松陰が開いたのは安政四年（一八五七）。

松陰は入塾希望者に対して、入学試験を行わずまた、あくまで学問の場であるということで月謝さえとらなかつたそうです。

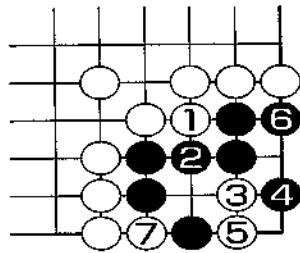
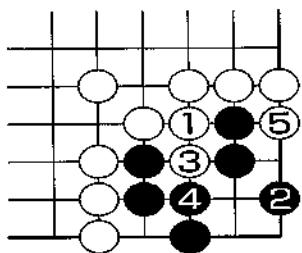
ところで現在法人税法

でも、学校法人や宗教法人のような公益法人は月謝・授業料（一定の技芸の教授としての収益事業から生じたものは含まれない）や、お布施などは非課税となっています。



## 囲碁問題の解答

正解



不況が益々深刻になりました。本年に入りましてから、当地方の景気は、特に下降線を辿っているように感じています。政府も、地方自治体も多くの景気浮揚対策を打ち出していますが、一向に好転する様子はありません。所所得税の特別減税も、対策の一つであります。が、その波及効果がうたわれている割には、実効が見えないようです。内需を支える筈の国民消費マインドの冷え込みには、将来への経済的不安が大きく影響するものと考えられます。

極端に低い預金金利、減税も时限立法、消費税率上昇の予感、年金制度の将来への不安等が手持金の消費を抑えて蓄えに

向わせるのは当然と思ひます。

そこで、国外からも要請されている法人税・所得税の恒久減税が、やがて本格的に検討されることになると思われます。

本年度も法人税については、税率引下げに伴う重要な改正がありましたので概要を掲載いたしました。

今後も、税制改正については、身近なものを、出来るだけ詳細に記述してゆく考えです。

大田町の駅前再開発も愈々、本格的に着工されました。希望を持つて進みたいと思います。

此度も石村先生・中国農業試験場・大田市文化振興室の皆様のご支援、広報委員の方々の御協力を賜りましたことに、有難く御礼を申し上げる次第でございます。

（広報部 渡辺）

## 土地・建物の相談室



# チエスト

島根県建設業許可(般-8)第5535号  
一級建築士事務所登録(3)第1844号  
宅地建物取引業免許(3)第756号

代表取締役・一級建築士・インテリアプランナー

青木克幸

島根県大田市長久町長久口319-2  
TEL (08548) 2-1338 FAX 2-9297

(社)全国宅地建物取引業協会連合会会員

## 新畳・表替・上敷・カーテン・ジュータン

島根県知事許可(般-7)第4669号

# 有限会社 河村畳店

本店 温泉津町井田 TEL (0855) 66-0552  
FAX (0855) 66-0925

支店 江津市浅利町 TEL (0855) 55-1950

高級 塩ビ銅板・ステンレス  
ステンレストイレペース・Hellowペース・ベストひさし製造販売元

介護用品ショップ  
"はあとかるライフ"  
バリアフリー事業部

# HN 林商事株式会社

島根県大田市長久町長久イ506-1

TEL (08548) 2-1013(代) · FAX (08548) 2-1954

## 清酒 白藤・三瓶山・鳴り砂の里

清酒製造・全酒類卸・小売

# 白藤酒造有限公司

大田市大田町大田イ430 TEL 08548-2-2300

建設総合商社

# S 株式会社 島根建材公社

取締役社長 寺戸 隆文

本社／大田市大田町大田イ431-7

TEL (08548) 2-0860(代) FAX (08548) 2-0867

営業所／広島・松江・隱岐・境港

ご宿泊・結婚式・披露宴・各種ご会合に

## 心やすらぐコミュニティ空間

— 総合結婚式場 —



# プラザ ホテル まんべ

〒694-0064 島根県大田市大田町昭和通り ☎ (08548) 2-2200(代)

社団法人 石見大田法人会会報 第35号

平成10年7月15日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会  
編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内  
TEL(08548)2-0765

印 刷 つ き は し 印 刷

大田市鳥井町 TEL 2-0540